

随意契約見積心得

南 島 原 市

南島原市随意契約見積心得

（目 的）

第1条 この心得は、南島原市が行う随意契約の場合における見積書の徴取その他の取扱いについて、南島原市並びに見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）双方が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 見積者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第45号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

（公正な見積りの確保）

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積金額を決定しなければならない。

- （1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- （2）他の見積者と、見積金額又は見積意思について相談を行うこと。
- （3）第15条の規定により契約の相手方を決定する前に、他の見積者に対して見積金額を意図的に開示すること。

（見積書の徴取）

第4条 見積書は、原則2人以上の者より徴さなければならない。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号及び南島原市契約規則第18条第1項第1号から第3号に該当する場合は、1人の者の見積りをもって代えることができる。

（市内業者の優先的活用）

第5条 見積者の選定にあたっては、市内業者の育成及び地域の活性化を図るため、市内業者（本社）を優先し選定すること。ただし、特別な場合は内容を勘案し、適格者を選定することができるものとする。

（仕様書等の熟知）

第6条 見積者は、南島原市の見積執行通知書及び仕様書等（仕様書・設計書・図面その他関係書類）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければ

ばならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、南島原市に対し説明を求めることができる。

(仕様書等についての質問)

第7条 見積者は、仕様書等に質問があるときは、＜様式1＞により持参、郵送又はファクシミリ等で回答を求めることができる。

2 南島原市は、質問事項が発生した場合については、提出期限の翌日から2日(休日を除く)以内に、＜様式2＞により入札参加者全員に対しファクシミリで回答しなければならない。

(予定価格の設定)

第8条 予定価格は、すべての随意契約において定めなければならない。ただし、南島原市契約規則第18条第2項に掲げるもの及び予定価格100万円以下のものは予定価格調書の作成を省略することができる。この場合においては、執行伺(起案書)に「予定価格は設計金額とする」旨を明記する。

(最低制限価格の設定)

第9条 随意契約は、特定の者を選定して適格者と契約する方法であり、最低制限価格を設定することにはなじまないことから、原則、設定しないものとする。

(見積り等)

第10条 見積者は、南島原市建設工事執行規則(様式第4号)により見積書を作成し、記名押印の上、提出しなければならない。

2 見積書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜価格)とする。

3 見積書は、南島原市が郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。

4 見積りの参加者が、1者のときは見積りを中止する。ただし、郵送可の見積りについては、この限りでない。

5 見積書が、見積執行通知書において指定した日時までに到達しないときは、見積者は棄権(不参加)したものとする。なお、指定した日時後に到達したときは、無効とする。

6 見積書を提出した後は、当該見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

7 前各項の規定は、南島原市が別に指示する場合は適用しない。

(見積りの辞退又は棄権)

第 11 条 見積りを依頼された者（以下「見積参加者」という。）は、第 15 条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

- 2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、あらかじめ南島原市建設工事執行規則（様式第 3 号の 5）により、見積辞退届を提出しなければならない。
- 3 見積りを辞退したものは、これを理由として以後の見積り参加について不利益な扱いを受けないものとする。
- 4 指定の日時までに、見積書又は見積辞退届を提出しない場合は、見積りを棄権（不参加）したものとする。

（見積りの取り止め等）

第 12 条 見積参加者が第 2 条又は第 3 条の規定に抵触する疑いがあるとき、又は南島原市が必要と認めるときは、見積りの執行を延期、又は取り止めることができる。

- 2 前項の場合において、南島原市が調査を行うときは、見積参加者は当該調査に協力しなければならない。
- 3 見積書の提出にあたって、天災その他やむを得ない理由があるときは、見積りの執行を延期し、又は取り止めることがある。

（再度の見積り）

第 13 条 見積執行の結果、予定価格の制限の範囲内での見積りがないときは、再度の見積りを依頼することができる。

- 2 再度の見積執行で、予定価格の制限の範囲内に見積りがないときは見積りを閉じる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する見積参加者は、再度の見積りに参加することはできない。
 - （1）第 1 回目の見積りに参加しなかったもの
 - （2）第 1 回目の見積書の提出を無効とされたもの
- 4 再度の見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあっても、これを理由として以後の見積り参加について不利益な扱いを受けないものとする。

（見積りの無効）

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- （1）見積参加者以外の者がした見積り
- （2）指定した日時後に到達した見積り
- （3）記名押印がない見積り
- （4）首標金額を訂正した見積り、又は金額の記載が不鮮明な見積り

- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (6) 談合その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 同一の見積り執行について、2 以上の見積りをした者の見積り
- (8) 南島原市が示した条件以外を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、南島原市契約規則及びこの心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第 15 条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で最低（収入の原因となる契約にあっては最高）の価格をもって見積りをした者を、契約の相手方とする。ただし、契約内容に適合した履行を確保するために、南島原市が特に必要と認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最も適当と認めた者を、契約の相手方とすることがある。

(同額の見積りをした者が 2 者以上ある場合の契約相手方の決定)

第 16 条 契約の相手方とすべき同額の見積りをした者が 2 者以上あるときは、南島原市が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

- 2 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積り執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(見積り結果の通知)

第 17 条 南島原市が第 15 条の規定により契約の相手方を決定した場合は、見積りに参加した全員に契約予定者・決定金額等の結果を、＜様式 3＞により通知する。

- 2 通知方法については、原則、郵送とするが、緊急時等その他やむを得ない事情がある場合は、電話又はファックス等で通知することができる。

(見積り結果の公表)

第 18 条 複数の者（2 者以上）より見積りを徴取した場合は、その結果を＜様式 4＞により課（室）もしくは班、又は支所毎に掲示し公表する。なお、1 人の者の見積り（予定価格が 250 万円（税込み）を超える随意契約を除く）の公表はしない。

- 2 見積り結果を公表する期間は、契約した日の属する年度及び翌年度とする。

(契約保証金)

第 19 条 第 15 条の規定により契約の相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 以

上の契約保証金を納めなければならない。ただし、南島原市契約規則第 25 条第 3 項各号の規定により契約保証金を免除することができる。このうち第 7 号については、「競争入札」を「随意契約」に読み替え、契約保証金免除申請書＜様式 5＞を提出しなければならない。

(契約書等の提出)

第 20 条 第 15 条の規定により契約の相手方となった者は、南島原市が指定した契約書を作成し、決定通知を受けた日から 7 日以内（決定通知に指示した日まで）に、これを南島原市に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての権利を失い、契約締結を辞退したものとみなす。

3 南島原市契約規則第 22 条又は第 23 条に規定する契約書作成の特例又は省略に該当し、南島原市が認めた場合は、前 2 項の限りでない。

(異議の申立)

第 21 条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則 この心得は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この心得は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則 この心得は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この心得は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。